

村山市監査委員公告 第 16 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 9 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 水道課
2. 監査の期間 令和 3 年 10 月 29 日から 11 月 9 日まで
3. 監査の範囲 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】時間外勤務手当について

時間外勤務手当の支給について、追給すべきものがある。

<追給>週休日に時間外勤務した日の時間外勤務手当の算出単価について、135/100 を適用すべきところ、誤って 125/100 を適用して算出していた。

【指摘事項】工事契約に係る価格情報（電子ファイル）管理について

工事の積算内容は、入札における予定価格の算定や低入札調査の基礎となるため、開札終了までの間、関係者以外の者に知られないよう厳格に管理する必要がある。

しかしながら、パスワードを設定しないまま共有フォルダに保存するなど、担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧等することが可能な状態となっていた。

価格情報に係る漏洩防止の観点から、工事契約に係る価格情報管理を適正に行う必要があるため、電子ファイルの管理方法を見直すなど価格情報の管理を適切に行っていただきたい。